平成２２年（フ）第１３３７号
神戸市須磨区車字大道1250番地の１　902号
債務者　嶋根　律子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７号
福島県いわき市平字東町20番地の２
債務者　小泉　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９５号
長崎県島原市上の原３丁目6613―11　並松アパート12号室、住民票上の住所長崎県南島原市深江町甲２番地２
債務者　上田　泰歳
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
長崎県雲仙市愛野町甲4145番地１、前住所長崎県雲仙市愛野町甲3967番地２
債務者　金谷　利郎
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
長崎県島原市三会町乙1739番地１
債務者　山口　辰己
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
長崎県南島原市西有家町須川570番地、前住所兵庫県西宮市生瀬武庫川町１番５―703号
債務者　土井　雅人
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙78番地
債務者　島田はるみ
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
熊本市新土河原２丁目２番６号
債務者　上村　叔美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７６号
山形県長井市寺泉5090番地の４
債務者　飯澤美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８５号
山形県米沢市信夫町３番14号、前住所山形県米沢市城西３丁目９番11号
債務者　嵐田　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２５９号
埼玉県蕨市中央３丁目12番22号　201号
債務者　池田　秀騎
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０６号
さいたま市岩槻区大字南平野14番地３　ディアスタウンＤ棟101、旧住所さいたま市岩槻区西町５丁目３番31―205号
債務者　田崎　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８３号
埼玉県鴻巣市稲荷町14番15―203号　グローリアス１、旧住所埼玉県行田市長野３丁目30番38号
債務者　佐々木康雄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９７号
埼玉県鳩ケ谷市南１丁目31番５号　レオパレス川口第32―204号
債務者　森畑　　等
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７８号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目８番706号、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目６番11―504号
債務者　宗像　康子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
埼玉県狭山市入間川４丁目19番28号
債務者　笹目　文男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７９３号
埼玉県狭山市入間川４丁目19番28号
債務者　笹目　勝子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部